

城西國際大學學位規程

城西國際大學學位規程

城西国際大学学位規程

(平成23年度 (国) 規程第90号)

(目的)

第1条 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条の規定に基づき、城西国際大学（以下「本学」という。）が授与する学位について、必要な事項を定めることを目的とする。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、次のとおりとする。

- 人文科学研究科 博士（比較文化）
 - 修士（国際文化）、修士（女性学）
- 経営情報学研究科 博士（経営学）
 - 修士（経営学）
- 福祉総合学研究科 修士（福祉社会）
- ビジネスデザイン研究科 修士（経営学）
- 薬学研究科 博士（薬学）
- 国際アドミニストレーション研究科
 - 修士（国際アドミニストレーション）
- 経営情報学部 学士（経営情報）
- 国際人文学部 学士（国際文化）、学士（国際交流）
- 福祉総合学部 学士（福祉総合）、学士（理学療法学）
- 薬学部 学士（薬学）
- メディア学部 学士（メディア情報）
- 観光学部 学士（観光学）
- 環境社会学部 学士（社会学）
- 看護学部 学士（看護学）

(学位の授与)

第3条 学士の学位は、本学学則第26条の定めるところにより、本学の学部を卒業した者に授与する。

- 2 修士の学位は、本学大学院学則第25条の定めるところにより、本学大学院の修士課程を修了した者に授与する。
- 3 博士の学位は、本学大学院学則第26条又は同第26条の2の定めるところにより、本学大学院の博士後期課程又は博士課程を修了した者に授与する。
- 4 本学大学院に博士の学位請求論文を提出して、本学大学院のおこなう論文審査及び所定の試験に合格し、前項の者と同等以上の学力を有することの確認（以下「学力の確

認」という。)を得た者に博士の学位を授与する。

(論文の提出)

第4条 修士の学位の授与を申請する者は、所定の学位論文審査願に、論文、及び論文の内容の要旨を添え、研究科長を経て学長に提出するものとする。

2 博士の学位の授与を申請する者は、所定の学位申請書、論文、論文の内容の要旨、論文目録、及びその他研究科が提出を求める資料を、研究科長を経て学長に提出するものとする。

3 学位論文は、1編とし、審査のために必要があるときは、参考論文、参考資料、論文の訳文を提出するものとする。

4 受理した論文は、いかなる理由があっても返還しない。

(論文審査料)

第5条 博士の学位請求に係る論文の審査を願い出る場合は論文審査料を納付しなければならない。

2 論文審査料は、別に定める。

3 納付された論文審査料は、いかなる理由があっても返還しない。

(論文の審査付託)

第6条 学長は、第4条の規定による論文を受理したときは、研究科委員会にその論文の審査等を付託する。

(審査委員会)

第7条 前条の規定により論文の審査を付託された研究科委員会は、当該研究科所属教員からなる審査委員会を設けるものとする。

2 審査委員会は、複数名の当該研究科教員で組織する。

3 博士学位論文審査に係る審査委員会の委員は、公表するものとする。

4 審査委員会の委員は、学位論文の審査等に関し、供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

(論文の審査、試験及び学力の確認)

第8条 審査委員会は、論文審査、試験及び学力の確認を行う。

2 試験は、論文を中心として、これに関連する研究領域について筆答又は口述により行う。ただし、修士課程において当該修士課程の目的に応じ適當と認められるときは、特定の研究成果の審査をもって修士の学位請求に係る論文審査に代えることができる。

3 論文の審査に当たって、必要があるときは、研究科委員会の議を経て、研究指導において本学と契約関係を有する者、本学他研究科の教員及び他大学の大学院の教員等の協力を得ることができる。

4 第3条第3項及び第4項の規定による審査の場合は、前項のほか専攻学術に関し、同等の学力の確認を行わなければならない。

5 審査委員会は、本条第2項及び前項の規定にかかわらず、学位の授与を申請又は請求

する者の経歴及び業績を審査して、試験の全部又は一部を行う必要がないと認めたときは、研究科委員会の承認を得て、その審査をもって試験の全部又は一部に代えることができる。

6 本学大学院の博士後期課程、又は博士課程の所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受け論文提出資格を得た者が、原則として退学後3年以内に再入学をして博士の学位の授与を申請するときは、学力の確認を行わないことができる。

(論文審査の協力)

第9条 削除

(審査の期間)

第10条 審査委員会は、修士の学位についてはその学年末までに、博士の学位については論文が受理された日から1年以内に、論文審査及び試験等を終了しなければならない。

(審査委員会の報告)

第11条 審査委員会は、論文の審査、試験及び学力の確認が終了したときは、論文と共に、直ちに学位請求論文審査結果の要旨、試験結果の要旨及び学力確認結果の要旨に学位授与の可否の意見を添え、研究科委員会に文書により報告しなければならない。

2 審査委員会は、学位請求論文審査の結果、その内容が著しく不良であると認めたときは、口述試験等の最終試験を行わないことがある。この場合は、前項の試験結果の要旨及び学力確認結果の要旨を添付することを要しない。

(研究科委員会の役割)

第12条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて、学位を授与すべきか否かについて、意見を取りまとめるものとする。

2 削除

3 削除

(研究科長の意見提出)

第13条 研究科委員会が前条の意見を取りまとめたときは、研究科長は文書により学長に提出しなければならない。

(学位授与の決定)

第14条 学長は、研究科委員会及び大学院委員会の意見を踏まえ、学位授与の可決を決定する。

2 削除

3 削除

(学位の授与)

第15条 学長は、前条の議決に基づいて学位授与が可とされた者に対し、所定の学位記を授与する。

2 学位授与が否とされた者には、その旨を通知する。

(論文要旨等の公表)

第16条 本学は、博士の学位を授与したときは、博士の学位を授与した日から3か月以内に、その論文の内容の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(論文の公表)

第17条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、その論文をインターネットの利用により公表しなければならない。ただし、学位を授与される前に既に公表したときはこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由がある場合は、本学の承認を得て、論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合本学は、その論文の全文を求めるに応じて閲覧に供するものとする。

(学位の名称の使用)

第18条 本規定により学位を授与された者が学位の称号を用いるとき、これに本学の名称を付記するものとする。

(授与した学位の取消)

第19条 学位を授与された者がその名誉を汚す行為をしたとき、又は不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、研究科委員会及び大学院委員会の意見を踏まえ、既に授与した学位を取り消し、学位記を返還させ、かつ、この旨を公表するものとする。

2 削除

(登録及び報告)

第20条 本学において学位を授与したときは、学長は、学位簿に登録するものとする。

2 博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3か月以内に学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(学位記及び書類)

第21条 学位記及び学位申請関係書類の様式は、別表のとおりとする。

附 則 この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成21年4月1日から施行する。

- 附 則 この改正は、平成22年3月1日から施行する。
- 附 則 この改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 附 則 この改正は、平成23年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成23年度(国)規程第90号)
 - この改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成24年度(国)規程第2号)
 - この改正は、平成25年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成26年度(国)規程第1号)
 - この改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成27年度(国)規程第13号)
 - この改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成28年度(国)規程第16号)
 - この改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成29年度(国)規程第41号)
 - この改正は、平成30年4月1日から施行する。

別表1 (学位申請関係書類の様式)

(1) 第4条第1項の規定による論文審査願の様式

学 位 論 文 審 査 願	
年 月 日	
城西国際大学学長 殿	
研究科	専攻
年 入学	
氏名	印
修士 ()	
このたび の学位を受けたく学位論文及び論文目録	
博士 ()	
を添えて提出いたしますので審査くださるようお願ひいたします。	

- 備考 1. 論文目録の様式は書類様式(3)によること。
 2. 博士の学位論文審査願には論文審査料を添えること。

(2) 第4条第2項の規定による学位申請書の様式

学 位 申 請 書	
年 月 日	
城西国際大学学長 殿	
氏名	印
このたび博士 () の学位を受けたく学位論文、参考文献、 論文目録、履歴書に学位論文審査料 を添えて提出い たします。	

- 備考 1. 論文目録、履歴書様式は書類様式(3)及び(4)によること。

(3)論文目録の様式

論 文 目 錄
論 文
1. 題 目
2. 印刷公表の方法及び時期
3. 冊 数
参考論文
1. 題 目
2. 印刷公表の方法及び時期
3. 冊 数
年 月 日
学位授与申請者
氏 名

- 備考 1. 論文題目が外国語の場合には、和訳を付記すること。
 2. 参考論文が2種類以上あるときは、別記すること。
 3. 論文がまだ印刷公表されていないときは、その予定の方法時期を記載すること。
 4. 修士の論文目録は論文題目のみでよい。
 5. 論文目録は3通提出すること。

(4)履歴書様式

履 歴 書
本 籍 現住所
ふ り が な 氏 名 年 月 日生
学 歴
職 歷
研究歴
賞 罰
上記のとおり相違ありません。
年 月 日
氏名
印

- 備考 1. 学歴は高等学校卒業以後の履歴について年次を追って記載すること。
 2. 本学大学院の課程を経た者は、その単位修得証明書を添えること。

別表2 (学位記の様式)

(1) 第3条第1項の規定により授与する学位記の様式（学部を卒業した場合）

年 第 号	年 月 日	印	本学	学部	姓	氏	学
			城 西 国 際 大 学 学 長	学科所定の課程を修めて 本学を卒業したことを認め、学士（ ）の学位を授与する。	名	名	位
			月	月	記		
			日生	日生			

(2) 第3条第2項の規定により授与する学位記の様式（修士課程を修了した場合）

修 第 号	年 月 日	印	本学大学院	姓	氏	学
			城 西 国 際 大 学 学 長	課程を修了したので修士（ ）の学位を授与する。	名	名
			月	月	記	
			日生	日生		
					専攻の修士	

(3) 第3条第3項の規定により授与する学位記の様式（博士後期課程を修了した場合）

博甲第 号	年 月 日	城西国際大学学長	論文題目	学位記		
				本学大学院	研究科	専攻の博士
				氏名	年 月 日生	
				月	日生	
			印			
後期課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び試験に合格したので博士（　）の学位を授与する。						

(4) 第3条第3項の規定により授与する学位記の様式（博士課程を修了した場合）

博甲第 号	年 月 日	城西国際大学学長	論文題目	学位記		
				本学大学院	研究科	専攻の博士
				氏名	年 月 日生	
				月	日生	
			印			
課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び試験に合格したので博士（　）の学位を授与する。						

(5) 第3条第4項の規定により授与する学位記の様式（学位論文提出による場合）

博 乙 第 号	年 月 日	城 西 国 際 大 学 学 長	論 文 題 目	本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士（　）の学位を授与する。	学 位 記
			印	氏 名 年 月 日 生	

別表3 (学位授与報告書の様式)

学位(博士)授与報告書										大学院					
報告番号	博士の専攻分野の名称		性別		生年月日		本籍 大字町名	研究科 (専攻)名	博士課程の終了等の状況		論文名	授与年月日	論受年月日	文理日	論文審査終了年月日
	博士の専攻分野の名称	性別	生年月日	本籍 大字町名	研究科 (専攻)名	修了(中退) 年月日									
甲 第 号	博士()			都道府県											
乙															
甲 第 号	博士()			都道府県											
乙															
甲 第 号	博士()			都道府県											
乙															
甲 第 号	博士()			都道府県											
乙															
甲 第 号	博士()			都道府県											
乙															
甲 第 号	博士()			都道府県											
乙															

備考

- 1 報告番号は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)により授与された博士の一連番号とし、第4条第1項によるものについては「甲第 号」、同条第2項によるものについては「乙第 号」とすること。
- 2 博士学位を授与された者は日本国籍以外の国籍を有する場合には、本籍を代えて当該国籍を記入すること。
- 3 論文の題目が外国语で表示されている場合には、日本語訳を()を付して記入すること。
- 4 この報告書は、学位規則第12条に定める期間内に、該当する者をまとめて、隨時に一覧表の形で提出すること。